

防災協力農地の使用にあたって

● 防災協力農地とは？

災害（大地震等）が発生した時に、市民が緊急的に逃げ込める避難空間や発災後の復旧用資材置場等として活用できる農地を事前に登録することにより、災害時における市民の安全確保及び円滑な復旧活動を図る用地を確保することを目的とします。

本制度の趣旨にご賛同いただいた農地の所有者のご協力により、所有する農地を事前登録する制度となっています。

登録農地には、お知らせ用の標識を設置し、いざという時に近隣の市民が利用できるようにします。

● 一時避難場所との違い

災害発生時の避難先として一時的に避難して周囲の状況確認や自主防災会が災害活動を行う場所として「一時避難場所」があります。この「一時避難場所」については、発生した災害の規模などの状況に応じて避難することになりますが、これを補完、充実するものとして防災協力農地があります。

宅地開発等に伴う住宅密集地域も多く、人口密度が県内で2番目に高い本市においては、一時的に避難する場所等をより多く確保することが、市民の生命を守るためにも有効なものと考えられます。

● 災害時の使用について

そのため、防災協力農地を利用する際は、災害の内容や程度を考慮したうえで市民が自ら判断し、緊急的に逃げ込める避難空間として避難行動の充実に役立ててください。

また、登録農地は、災害の状況などによっては使用すべきでなかったり、避難生活を送る場所ではないことをご理解ください。

なお、農地の所有者は、市民の皆さんが災害時に緊急的に逃げ込むことは、事前に了解されたうえで防災協力農地として登録されています。

● 平常時の注意

通常は、農地として使用しているため、農地所有者の断りなく、むやみに立ち入ることはできません。

また、登録された農地はあくまで緊急的な避難空間のため、「一時避難場所」として自主防災会で指定、利用したい場合は、農地所有者の了承を得たうえでの指定となります。

【問い合わせ先】

和安市役所 市長室 危機管理課 防災管理係 電話：046-260-5777